

史料紹介

中国人強制連行・地崎組

『華人労務者就労顛末報告書』¹について

樋口浩造・杉浦 茜

ここで紹介する史料は、中国人強制連行に関する重要な史料である『華人労務者就労事情調査報告書』（以下『外務省報告書』）の作成の元となつた、地崎組のまとめた伊屯武華・置戸・大府・平岸までの一連の報告書、『華人労務者就労顛末報告書』（以下『事業場報告書』）である。この決して読みやすくはない史料をどのように読むのか、ここではGHQ／SCAP文書²にある地崎組の内部資料と対比させながら、批判的な読みを提示しておきたい。本稿は、『事業場報告書』を、中国人強制連行に関する企業による「弁明の書」³と考える立場からの読み解であることもあらかじめ付言しておく⁴。『事業場報告書』において、何が主張され、そして何が隠蔽され、歪曲されているのか、具体的に史料に即しながら見ていきたい。なお、大府の中国人強制連行に関する調査・研究の成果は、南守夫による「大府飛行場中国人強制連行・強制労働の概要について」⁵等で、丁寧に概要が記されているのでここでは触れない。あるいはまた、中国人強

1 原本は東京華僑総会所蔵のものに拠る。但し、本稿で引用する「附表」や「契約書」については、大府飛行場中国人強制連行問題愛知における中国人強制連行・強制労働・生存者と遺族を中国に訪ねて（一二〇一〇年）所載に拠る。
2 國会図書館所蔵。地崎組による伊屯武華・置戸・大府・平岸への連行は、土建業界の「移入第一号」であつたためか、GHQ／SCAP文書において、「移入」前の準備期間の史料が多く、また伊屯武華での期間が長いこともあり、伊屯武華での報告書などの史料が大半を占めている。そのため本稿で使用する史料も伊屯武華出張所の史料に偏りがある。

3 NHK取材班「NHKスペシャル幻の外務省報告書－中国人強制連行の記録」（NHK出版 一九九四年）四四頁に拠る。

4 本稿では、「外務省報告書」「事業場報告書」の記述から中国人強制連行を読み解こうとしている西成田豊『中国人強制連行』（東京大学出版会 二〇〇二年）とは一線を画した読みを行いたい。
5 前掲注1に所収。

制連行をどう考えるのかについても先行研究⁶を参照されたい。

「願書」——企業からの中国人強制連行の要請

『事業場報告書』には冒頭、労働力不足の打開策として「政府ハ華勞ヲ移入スルコト、セルモノナリ」⁷と、日本内地への中国人強制連行のはじまりが述べられている。日本への中国人強制連行は、一九四二年十一月二十七日に「華人労務者内地移入ニ関スル件」が東条英機内閣のもと、閣議決定されたことによりはじまつた。当初の「試験移入」ののち、一九四四年二月二十八日に「華人労務者内地移入ノ促進ニ関スル件」が次官会議で決定され、「本格移入」となる。中国人強制連行は日本政府によつて決定され、実行にいたつた、国家犯罪である。そのことを踏まえた上で、企業の関与は問題にされなければならない。

多くの研究書で引用され、指摘されているように⁸、一九三九年七月頃、厚生・内務大臣宛に出された地崎組の「願書」⁹では、閣議決定による「移入」以前に、企業による中国人強制連行の斡旋が行われていたことが明らかである。しかも、この事実は、『事業場報告書』からはいつさい読み取れない。地崎組は「願書」において、日中戦争の始まりによる日本国内の労働力の減少は必至であり、「日支親善」のためにも、「最モ低廉ナル人的資源ノ移入ヲ計ルハ最モ肝要」であると、中国から「労働者」を「移入」するよう訴えている。そして「労働者ノ不足ヨリ生ズル賃金ノ高騰ヲ防グニ

6 杉原達『中国人強制連行』(岩波新書 二〇〇二年)、田中宏・内海愛子・石飛仁解説『資料中国人強制連行』(明石書店 一九九〇年)、戦争犠牲者を心に刻む南京集会編『中国人強制連行』(東方出版 一九九五年)、中国人強制連行事件資料編纂委員会『草の墓標』(新日本出版社 一九六四年)など。また、地崎組に関しては、川上奈緒子『中国人強制連行と一九四五年的「移入」状況—地崎組を一つの事例として—』『史論』(東京女子大学 二〇〇八年)など、参照。

7 本稿六六頁、『事業場報告書』「一、事業場及関係者 一、概況」に拠る。

8 中国人強制連行を考える会『花岡鉱泥の底から 第4集 特集「連続講座」—中国人強制連行の実相・背景・その解明と追求の今日的意義』(一九九四年)、杉原達前掲注6など。

9 G H Q／S C A P 文書 L S I 0 2 3 1 3。以下、「願書」の内容はこの史料から引用。

ハ低賃金ニ甘ンズル労働者ノ一時的移入ヲナス外ナキ」と、賃金の高騰を防ぐという企業側の目的が述べられている。「願書」において地崎組は、朝鮮人は「賃金値上ヶヲ計リ又ハ怠惰」で、「使役上困難ハ勿論地方風俗ニ及ボス影響甚大」であるとして、朝鮮人ではなく中国人の「移入」を強調している。中国人の「移入」は「一時的ノ移入ナレバ其行動ニ拘束ヲ加フル事モ得」と、実際におこなわれた中国人への厳しい管理を予想させるかのような理由が述べられている。

「日華親善」と「絶対服従」——地崎組の「労務管理」

では、中国人を「最モ低廉ナル人的資源」と認識していた地崎組は、実際、どのように中国人の管理を行っていたのか。G H Q／S C A P 文書にある地崎組の内部資料から読み取っていきたい。以下、少し長いが「絶対服従」ではじまる地崎組の内部資料を引用しておく。

絶対服従 規律厳守

従屬者には従屬者の位置がある。

まづその位置にとどまつて

口をとじ

命只之を慎しみ

御命のままについてゆく

「ハイ」の徹底

絶対服従の尊嚴を知れ

捷泣言無用

云う勿れ

「豆麵粉は腹に悪し」

云う勿れ

「糧食は満腹ならず」と

泣き言は一切をやぶる

此の麵を食べて大東亜の聖戦に進み

此の餓を忍びて亜細亜は興る

大東亜新秩序建設の大業完成の貴き食物

希望の飯興亜の飯なり

喜んで苦難を行くもの

栄養も幸福も此の人のものとなる¹⁰

絶対服従の奴隸教育を徹底し、日本の戦争に協力させていくという文面、また、史料の紙面の下半分に中国語が書かれているところから、この史料は実際に、地崎組から中国人に対して「訓示」として、出されていたものと思われる。文頭、「絶対服従」が二重線で消されており、「規律厳守」と書かれている。地崎組にとって「規律厳守」とは、なんであつたかを示しているといえる。「豆麵粉は腹に悪し」といった文言からは、当時、その現場において繰り返されたのであるう、中国人たちの訴えが聞こえてきそうである。地崎組は、こうした訴えを規制し、被連行者に、従属者の位置

10

GHQ／SCAP文書 LS-102267。原史料は手書きで、推敲過程なのか文字が乱雑に書かれているため、原史料の文章を活字化した花岡問題全国連絡会（準備会）『中国人強制連行・暗闇の記録』（一九九四年）七三、七五頁を一部参照した。

同書は、地崎組のGHQ／SCAP文書の一部を活字化・掲載し、その一部に解説をつけたものとなっている。以下、『暗闇の記録』と略す。

九行目の「捷」は、原史料では少し外れた位置に書かれているため、この文章内に入っているのか判明しにくい。「捷」には、「戦利品」、「勝つ」といった意味がある。

で命令にのみ従うよう、強制していったと推察される。

他にも、被連行者に対しても實際に出されたであろう、中國語の「訓示」が、GHQ／SCAP文書に残されている。被連行者の一日の行動が規定されている「中華民國勤勞隊日課表」¹¹には、「日朝儀禮」において「大東亜戦争必勝祈念」や「誓條朗讀」がおこなわれていたことが示されている。この「誓條朗讀」において朗読されたのが、「日課表」とともにGHQ／SCAP文書のなかに残されていた「中華民國勤勞隊誓條」¹²であったと考えられる。この「中華民國勤勞隊誓條」は、「一、我們要日華親善完成大東亜戦争」にはじまり、「一、我們要擊滅漢民族解放大東亜民族幸福我們自己作」¹³で終わっている。中国人に対する、日本の大東亜戦争完遂のための「教育」が、こうした日本の事業場においておこなわれていたのである。

GHQ／SCAP文書には、他にも、「本運動三大目標　一、要昂揚奉公精神　一、要增強生産　一、要実践戦争生活」を掲げる一九四四年三月二十八日付の「檄文」や、「興亜行進曲」、「食前訓・食後訓」と、被連行者に対して強制したと思われる数々の「訓示」が、残されている¹⁴。ことあるごとに、地崎組は日本の戦争の論理を被連行者に強制していたのであろう。肉体への暴力だけではない。こうした思想上の強制も加えられて、企業による被連行者の「労務管理」はおこなわれていた。地崎組の「日華親善」とは、中国人を日本人に「絶対服従」させる、奴隸教育のもとに達成される「親善」であつた。企業による被連行者への「絶対服従」の徹底を、「大東亜新秩序建設」という日本の論理で、正当化していたのだ。

11 GHQ／SCAP文書 LS-02247。（同前『暗闇の記録』七六、七七頁）。以下、「中華民國勤勞隊日課表」の引用は、同史料に拠る。

12 GHQ／SCAP文書 LS-02247。（同前 七五、七六頁）。以下、「中華民國勤勞隊誓條」の記述は、同史料より引用。同史料は、「日課表」と連続してマイクロフィッシュに納められていたため、二つで一組の史料であると推察される。

13 「漢」と「漢」は、日本の敵国であるイギリス、アメリカの中国語表記（英國）、「美國」に、歐偏をつけた造語だと思われる。「」は原文のまま。
〔檄文〕はGHQ／SCAP文書LS-02271、「興亜行進曲」「食前訓・食後訓」はLS-02270。

では、地崎組は、『事業場報告書』ではどのような記述を行つてゐるのか。中国人への指導にあたり、「関係者一同自肅自戒、以テ円滑ナル事業ノ遂行ト、日華親善ノ実ヲ擧グベク、最善ノ努力ヲ拂」¹⁵い、指導員に対し「指導員服務規定」を厳守させたと述べている。ここで、少し長くなるが、指導員に出されたという「訓示要項」を引用したい。

訓示要項

社ノ經濟ヲ度外視シ華労ヲ導入セントスルハ、單ニ労務ノ不足ヲ補ヒ國家ノ要請スル土建事業ノ完遂ヲ圖ラン
トスルノミニアラズ。將來ニ於ケル日本ノ隆盛發展ハ四億ノ人口ヲ擁スル支那ノ協力ヲ得ルニアラザレバ、絶
対不可能ナリ。故ニ從来我々ノ華人ニ對スル誤レル觀念ハ斷然一掃シ、現地ニ於ケル女子宣撫員ガ貧シキ支那
ノ子女ニ頬ズリシテ居ルアノ氣持デ華労ニ接スベキニシテ、假初ニモ優越感ヲ抱キ暴行ヲ加フルガ如キハ断ジ
テ許サレズ（傍線は引用者）。言語ノ如キモ先方ノ自尊心ヲ傷ケザル様周到ナル注意ヲ拂フ必要アリ。以上ニ関
シ專断ノ行為アル場合ハ解雇スルコトアルベシ。¹⁶

実際に中国人に対して出されたと思われる前述の「訓示」は表に出さないようにして、地崎組の指導員に厳守させたと
いう紳士的な「訓示要項」だけを前面に出して、これが中国人への態度であったと記述されている。『事業場報告書』
が、企業の作成した企業のための「弁明の書」であることが、よく分かる史料である。

「絶對服從」を基礎とした地崎組の被連行者に対する「管理」は、華北労工協会から派遣されていた職員との意見対
立をも引き起こしていた。一九四四年五月五日付の伊屯武華出張所がまとめた現場到着後一ヶ月の「報告書」¹⁷には、中
国人に対する「労務管理」において、華北労工協会の職員との軋轢が存在していた状況が述べられている。それが、一

15 本稿六八頁、『事業場報告書』「一 事業場及關係者 三、華労關係者 （二）華労關係者ノ能度」に拠る。また、能度は一貫した用語となつており、以下ママを略す。

同右。

16 G H Q／S C A P 文書 L S - 0 2 2 4 6。以下、「報告書」の記述は、同史料より引用。

九四四年七月三十一日付、伊屯武華出張所長の北郷久次郎による「華北労工協會東京事務局長瀬戸助治殿と駐在員の件に關し會談せる報告書」¹⁸になると、華北労工協會の宮下好男の「労務管理」に對しての不服と、地崎組が理想とする労務支配のあり方が明確に記されている。同「報告書」は、七月二十三日に、宮下に關して、伊屯武華出張所長・北郷久治郎と華北労工協會東京事務局長・瀬戸助治との間で行われた會談の内容を、北見警察署に報告するため作られた資料である。地崎組がどのような「労務管理」を目指していたのか、この史料から読み解いていきたい。

同「報告書」によると、宮下は、指導員の「人格教養のみを云々」言い、「あの連中にはレベルの違ふ華人の指導はできん」と、地崎組の指導員を批判していた。地崎組はそれに対し、一般的に労務者は「意見をしても効果のない性格破産者」であり、「労務管理」は「ガツチリと押えつけて始めて成功するもの」と主張している。現場指導員は、教養はなくとも、「労務者を押さへて働かしむる微妙なるコツは誠に上手」であると言うのだ。むしろ宮下の方が「尊大であるとか支那の代弁者として見る向の多い」「異端者」的存 在であることが主張されている。「タコ」部屋、あるいは「監獄部屋」での日雇い労働者を酷使する労務支配は、開拓が盛んに行われた北海道の土木建築業界において、特に厳しくおこなわれていた。北海道の土木建築業者である地崎組も例外ではなく、地崎組が長年培つてきた「タコ」部屋の方法ならば、「前借金を貸與せる土工を一定期間雇傭契約致しまして、逃走防止の方法を以て、最高の稼働能率を發揮せしめ、現在の中華人の二倍又は三倍の能力を出したものであります」と、地崎組による労務支配の「良さ」を主張している。「タコ」部屋による労務支配の玄人である地崎組の指導員を批判する宮下は、「理想」のみを述べている人物として、地崎組の目に映つていた。そして、地崎組のやり方をもつて中国人を「統率」するために、障害となつている宮下の異動を訴えている。地崎組が地崎組職員だけによる「タコ」部屋の労務支配を望んでいたことが、読みとれるであろう。

18 G H Q / S C A P 文書 L S - 0 2 2 4 5。以下、「華北労工協會東京事務局長瀬戸助治殿と駐在員の件に關し會談せる報告書」の記述は 同史料より引用。

宮下は実際、『事業場報告書』付属の「(附表二) 関係者名簿」によると置戸以降、名簿から外されている。「タコ」部屋でもって中国人を酷使し、稼働率を上げるという地崎組の言い分が、まかり通つていつたのである。

「明朗公正」、「平等」な現場

事業場においての被連行者の生活は、どういったものだったのか。『事業場報告書』には、衣食住に関し項目を設け記述されているが、食糧に関しては、「支給食糧ノ熱量ニ於テハ當時日本人ノ配給量ニ比シ遙ニ上位ニアリシモノト認ム」¹⁹とまで書かれている。GHQ／SCAP文書から実態を探つてみよう。中国人が伊屯武華の事業所に連行されてくる以前の、一九四四年三月五日²⁰付で、伊屯武華出張所から地崎組「本店」²¹に「手紙」²²が出されている。その「手紙」の中では、地崎組「本店」の労務係から伊屯武華出張所に出されたとされる、食糧に関する指示が引用されている。

食料一ヶ月間一人当り一五〇・〇〇　一日5・〇〇

土工事二稼働全能力發揮セシムルタメ始メ一ヶ月間一日五円宛計上

この史料が作成された数日前の二月二十九日付で、北海道庁外事課から地崎組「本店」に対し、「契約書」の変更が指示されていた。道庁外事課からの指示のなかには、「追加(二) 食費　一人当り一日五円　三〇日分一五〇円」²³とあ

本稿八一頁、『事業場報告書』「三 受入施設及関係事情 四、食糧事情(二) 概要」に掲る。

被連行者を乗せた船は、一九四四年三月二十一日青島を出港し、四月二日に伊屯武華出張所で受入式が行われている。

地崎組の本社は札幌に所在しており、「本店」は、この本社のことを指していると思われる。本論文では、史料にならい「本店」の記述を使用する。

GHQ／SCAP文書　LS-02266。以下、「手紙」の記述は、同史料より引用。
GHQ／SCAP文書　LS-02266、「北海道庁外事課ヨリ通知ノ契約細目追加及改訂事項」。(前掲注10『暗闇の記録』九一、九三頁)。以下、「改訂事項」の記述は、同史料より引用。

23 22

21 20 19

り、備考には「本食費ハ栄養補給セザレバ、土工工事ニ使役不能カト思ハレニ付キ、特ニ給食セシムルコト」とある。これはつまり、被連行者を使役するためには栄養補給が必要であるという判断から、被連行者が伊屯武華到着後一ヶ月間は、「契約書」に記された食糧費のほかに、さらに一人当たり一日五円、つまり三〇日計算で一ヶ月一五〇円の食糧費追加を指示した記述であると推察される。そして事業場から出された「本店」宛ての「手紙」において引用されている指示は、この道府外事課からの指示を、「本店」の労務係が事業場に伝えたものだと思われる。

この指示を受け、事業場側から「本店」に送られた「手紙」では、事業場側がこの食費増額の指示に対し、抗議を行っている。「一日五円全員に於て一日貳千六百七拾五円の美食を飽食せしめんとする当局の机上論に対し、日本人としての憤激を感じる次第にて」と、食糧増額の指示を真っ向から否定している。外事課からの指示の中では、食糧の増額などは、「地崎組ニ於テ負担」と取り決められており、事業場から出された「本店」宛ての「手紙」は、それに対する抗議であつたと考えられる。

そして、この指示に反対するために持ち出されるのが、同じ現場にいる朝鮮人の「半嶋産業戦士」の惨状である。「半嶋産業戦士は一枚の蒲團すら涙の陳情に對して給与配給せられたる事實なく（中略）破衣に耐え此寒氣に破れ蒲團に震えつゝ一日の休みもなく困苦欠乏に耐え敢闘しつつあり」と、この待遇の中でも労働をしている朝鮮人を持ちだしていくのである。そして、そんな朝鮮人の状況と「中華人配給及待遇に於て格段の差異あるは」問題であるとして、「当現場は一切平等」という論理をもとに、中国人への待遇改善策を非難するのである。

『事業場報告書』では、「給與其ノ他ノ待遇ニ付日鮮人トノ間ニ差別的觀念ヲ持シ「チ^カ」タル事ナク、常明朗公正ヲ旨トセリ」²⁴と、決して内地人、朝鮮人と比べて給与、待遇において差別はおこなわれていなかつたかのような記述がな

24 本稿八四頁。『事業場報告書』「四 労務及給与事情 一、概況」に拠る。こうした記述は隨所に見られる。同八〇頁「三 受入施設及關係事情 三、被服事情（二）概要」、同八一頁「三 受入施設及關係事情 四 食糧事情（二）概要」など。

されている。しかし、この「差別しない」という論理は、企業に都合良く使われていたのである。上記で引用した、地崎組が中国人強制連行を政府に要請していた「願書」には、朝鮮人は「賃金値上ゲヲ計リ又ハ怠惰」であるとする、企業の朝鮮人労働者に対する認識と、朝鮮人の待遇以下で中国人を扱おうとしていた企業の思惑を読み取ることができた。中国人に対する食糧費増額の指示は、このような企業の思惑と正反対の指示である。「なぜ中国人を朝鮮人より待遇しなければならないのか」といった意識が、地崎組の現場にあつたことが知られよう。

上記で引用した一九四四年五月五日付の「報告書」では、中国人への食糧配給事情に關しても触れられている。それによると、「其後徐々ニ ■（「主」）判読不能の文字は ■ で示した。以下同様）食ヲ減少セシメ、現在壹日壹人〇・八五キログラム二低■（「下」）致■■（シ居）候。■（「主」）食料ノ減少ヲ補フタメ副食物ヲ以テ増加致居候²⁵と記される。華北労工協会との「契約書」²⁶では、「主」食は一人一日あたり一キログラムの計算であつたが²⁷、その「主」食の量を減らしていく事実が明確に書かれているのである。食糧事情を報告する一方で、同「報告書」には、「之（中国人一筆者補）ヲ指揮統率致スタメニハ、常ニ看視■（「ト」）命令ヲ厳重ニスルノ要アリ」という事業場側の意見も記されている。地崎組は、食糧不足の中でも、中国人に対する監視と命令を厳しくしていくことで、工事を完遂させようとしていたことが読み取れるであろう。

25 G H Q / S C A P 文書 L S - 0 2 2 4 6。但し、かなり読みづらい史料で推測を交えた読みである。以下、「報告書」の記述は、同史料より引用。

26 『事業場報告書』の添付史料。華北労工協会理事長趙琪と、株式会社地崎組代表取締役地崎九一との間で結ばれた「契約書」。「昭和十九年」とあるが、日付は入っていない。G H Q / S C A P 文書 L S - 0 2 2 8 1 に同じものが存在している。また、G H Q / S C A P 文書には、一九四四年三月十一日付の「契約書」も残されている（L S - 0 2 3 3 4）。二つの「契約書」は内容が異なっており、「契約書」作成において、「契約」内容の検討が繰り返されたものと思われる。ここでは、「事業場報告書」に付随していた「契約書」を見ていく。

前掲注2六、「契約書」の「五、使用条件 10 生活必需品調達法」の表（原本に拠る）から算出。

こうした環境の中、多くの被連行者が病に罹り、あるいは死亡した。『事業場報告書』では、「疾病死亡原因ノ主ナルモノハ渡日前ニ於ケル環境ノ不良ニ因ルモノト推断セラル」²⁸と結論づけている。被連行者の疾病や死亡を、「移入」以前の、中国の収容所での「管理」にすべて押しつけているのである。²⁹こうした『報告書』の性格は、「二 移入配置送還事情 一、概況」³⁰において、よく表れている。死亡の「主ナル事件ノ概要」としてあげているのは、中国現地での悪環境に加え、中国人同士の争いである。中国人同士の事件は、不法行為の欄において、さらに紙幅を割いて記述されている³¹。しかし、中国人の死亡原因をこれらだけに求める事はできない。上記でみてきた地崎組の職員による虐待、劣悪な環境が、多くの中国人を死に至らしめた可能性を消すことはできない。

31 30

本稿八二頁。『事業場報告書』「三 受入施設及関係事情 五、医療衛生事情 (一) 概要」に拠る。
中国現地に責任を転嫁する記述と、それに対して書かれる地崎組の配慮に関しての記述は、本稿六九頁、「二 移入配置送還事情 一、概況 (一)」、同七一頁「二 移入配置送還事情 二、移入状況 (三) 應募者ノ素質 (6) 体格健康」、同七一頁「二 移入配置送還事情 二、移入状況 (四) 應募者ノ給與訓練 (5) 効果」、同七二、七三頁「二 移入配置送還事情 二、移入状況 (五) 輸送状況」、同七四頁「二 移入配置送還事情 二、移入状況 (六) 上陸港受入状況 (3) 上陸地ニ於ケル諸問題」、(4) 事業場迄ノ輸送状況、本稿八三頁「三 受入施設及関係事情 五、医療衛生事情 (四) 傷病状況 (1) 華労ノ健康状況」、同九八頁「六 就労ノ成果及影響 一、概況 (イ)」など。

本稿六九頁。「『事業場報告書』において、唯一、中国人たちの行動を主題に記されるのが、事業場側の偏った視線で描かれる。(五) 華労ノ能度及事業場ノ能度 一、概況」、「五 華労ノ能度及事業場ノ能度 二、華労ノ能度」の欄(本稿八八～九六頁)と、『事業場報告書』付属の「紛争顛末書」である。どれも敗戦後、平岸で起つた出来事であり、『事業場報告書』において、敗戦後の中国人の態度は「傲慢不遜」(同八九頁)であると記述されており、中国人による物資配給要請が「不當要求」(同八九頁)と記述されているなど、地崎組の視点からの記述であり、この報告書から、事件の実態を把握するのは困難である。

また、敗戦後、石門隊内で起きた中国人の殺人事件については、南守夫・大府飛行場中國人強制連行・強制労働問題の概要について「前掲注1」に所収(二五)二七頁に詳しい。この事件に関しては、幸存者によつて証言が異なつており、全体を把握しているような証言は得られていない。ここでは、気になる証言にだけふれておきたい。大府に連行された姜化民は、「過去に労務者たちは彼らから常に罰として殴られており、彼らに對して恨みを抱いていた」(南前掲論文から引用。原典は姜化民『難忘の歲月』(中国、一九九一年))と、殺害の原因について証言している。殺された八人のうち半数が、名簿上で「班長」と記されている。地崎組は、日本人が直接手を下すのではなく、中国人の隊長、班長を通じ、命令伝達するなど、班組織によつて中国人を「管理」していた(本稿六八、六九頁「一 事業場及関係者 三、華労関係者 (三) 参照」)。地崎組がどのようにして、こうした人物を作り上げ、利用したのかということが問題にされなくてはならないだろう。また、強制連行での現場では、暴力が複雑に重なり合つて存在していたことも指摘しておきたい。

「数の論理」を越えて——強制連行と向き合うために

大府出張所関係の内部史料では、「請求書」の多さが目に付く。戦後、企業による補償金の獲得や、幸存者の証言から給与が未払いであつた点は指摘されている。以下では、請求書、計算書等から、中国人強制連行をみていきたい。

地崎組は北海道からさらに愛知県の大府に中国人を連行し、知多飛行場の滑走路整地作業に従事させた³²。この知多飛行場での中国人の強制労働による賃金、五一万六〇六〇円が、一九四五年八月一日、「供給シタル人夫賃金」として地崎組により東海軍官経理部建設隊本部に宛てて請求されている。地崎組は、一九四五年四月二十一日付で東海軍管区と契約しており、その際に作製された「契約書」³³によると、第三項に、「甲（東海軍管区建設隊本部 引用者注）ハ乙（地崎組 引用者注）ニ日人指導員ヲ含ム就労者総人員ニ対シ一人当リ日当拾五円ヲ支払フモノトス」とある。この就労者に対する日当一五円を、地崎組が東海軍管区に請求していたと考えられる。

この中国人に対する賃金であるが、『事業場報告書』には「基本給附帶給ニ付テハ契約通ノ支拂ヲナセリ」³⁴と記述されている。しかし、給料は支払われなかつたという証言は、幸存者たちに共通したものである。中国人に対し、企業から賃金は支払われてなどいなかつた。つまり、中国人の給与分を東海軍管区に請求し、おそらく支払われたであろう五万六〇六〇円は、そのまま地崎組の懐に入つていった可能性が高いと推察される。

32 GHQ／SCAP文書 LS-102322。一九四四年十一月三日から四五年六月二十五日まで、大府で強制労働が行われた（本稿七四頁「一 移入配置及送還事情 三、配置状況」参照）。

33 「377 就労中国人についての地崎組と軍との契約書」愛知県史編さん委員会『愛知県史 資料編27 近代4 政治・行政4』（愛知県、一〇〇六年）七四八、七四九頁。GHQ／SCAP文書 LS-102322を活字にしたものである。以下、東海軍管区と地崎組との「契約書」の記述は、同史料より引用。

東海軍管区は陸軍の軍管区の一つで、一九四五年二月一日に設立。愛知、岐阜、三重、静岡、石川、富山の六県の地域の軍政を統括した。

本稿八七頁『事業場報告書』「四 労務及給与事情 三、給與待遇 （二）給與制度（1）」に拠る。

また、地崎組に特徴的なのが、「中間異動」の多さである³⁵。「中間異動」とは、伊屯武華に連行した中国人を、置戸、大府、平岸と、事業場を変えて使役したことを指す。地崎組は大府への一連の強制連行だけでなく、他の事業場でも「中間異動」を行っている³⁶。この「異動」を利用する事によつて、地崎組は、利益を得ていたと考えられる。北海道から大府への中国人の「異動」における経費が、陸軍航空本部知多工事本部宛てに請求されているのである。一九四四年十二月十一日付の「請求書」³⁷には、伊屯武華から大府への「中華人労務者並地崎組員指導員赴任費及輸送費」として、三万九〇一九円三五錢が請求されている³⁸。そして、大府での工事終了後には、「労務者並ニ地崎組員指導員歸還旅費及物資輸送費」の「請求書」³⁹がつくられている。請求された費用の中身が、「請求書」に記されている「摘要」から読み取ることができ、例えば、「途中弁当及雜費」三一八四円一錢の内容は、「一食六〇錢三日分五円四〇錢 五〇九人分二七四八、六〇 外ニ非常食三食分一食一五錢四九錢」となっている。しかし、「一食六〇錢三日分五円四〇錢」は、一日三食の計算だが、今まで見てきたように、地崎組の実態は、「事業場報告書」に記載されているようなものではなかつた。この費用が、食費として使われたかは、大いに疑問が残る。

こういった食費以上に、地崎組が計上している経費の中で、実際にその費用として負担したのか大変疑わしいものがいくつか存在している。その一つが「娯楽費」、「慰安費」である。「中華人」ヶ年ニ對スル一人當費用内譯⁴⁰には、「一、娯楽品費一〇円 胡弓・レコード・蓄音器・其他・荷造・運搬費」との記述があり、「胡弓・レコード・蓄音器」の三

本稿七五頁『事業場報告書』「一 移入配置及送還事情 三、配置状況（三）中間異動」に記載あり。

函館に強制連行した中国人を、大野、さらに落部と、「中間異動」を行つている。

G H Q／S C A P 文書 L S - 0 2 3 2 3。以下、一九四四年十二月十一日付の「請求書」の記述は同史料より引用。
「中華人隊員旅費」として、一九〇人と一九一人の計四八一人で計上されている。一九四四年十二月十一日の時点で、石門隊、濟南隊含むで四八〇人のはずなので、この一名については、誤りであると思われる。

G H Q／S C A P 文書 L S - 0 2 3 2 2。以下、工事終了後の「請求書」の記述は同史料より引用。

G H Q／S C A P 文書 L S - 0 2 3 2 2。

L S - 0 2 3 2 2。

40 39

点は「娯楽費」として、毎回請求書に登場している。華北労工協会との「契約書」に付隨している「労工現地調弁娯楽品一覽附表第四」には、地崎組が負担し華北労工協会が整備する娯楽品として、「支那将棋・レコード・胡弓・蓄音器」が記載されている。これが、その後、地崎組が「娯楽費」として計上する一つの型になつたと考えられる。「娯楽」とはほど遠い苛酷な環境が、事業場に存在していたことは明らかである。幸存者の証言を聞けば、「慰安施設」があったとは考えられない。しかし、「契約書」等に見られる「娯楽費」の記述は、「(1) 慰安施設之ガ利用度 (イ) 電氣蓄音機 三台 (支那レコード)、胡弓、ハーモニカ、支那將棋、麻雀、卓球」⁴¹といつた『事業場報告書』の記述を証拠立ててしまっているのである。

「慰安費」の他にもうひとつ、注目したいのが、「弔慰金」つまり、死亡した中国人の遺族に送るための金錢である。地崎組と華北労工協会との「契約書」では、「管理費」のなかに「弔慰費用二ヶ年目 三〇人」の項目があり、三〇人分の「弔慰金」、合計二万四〇〇〇円が計上されている。地崎組にとり、二年間の強制連行・強制労働において、三〇人の死は、想定済みであったといえるであろう。実際、地崎組は五〇〇人の「移入」を申請し、三〇人以上を追加した五三五人の連行を、華北労工協会と取り決めていた。

では、こうした「弔慰金」は、実際に遺族に支払われたのだろうか。GHQ/SCAP文書には、支払われたかどうかを示す史料は残されていない。しかし、地崎組が支払うべき被連行者の家族について把握していくと想定することは難しいのではないか。『事業場報告書』のなかに「應募者ノ素質」⁴²という欄がある。「應募者」とは、強制連行を隠蔽する『報告書』の用語であり、被連行者ことを指している⁴³。この欄において、地崎組は大府に連行した被連行者の出

41 本稿八四頁、『事業場報告書』「三 受入施設 六、慰安施設 (二) 慰安施設及狀況」に拠る。

42 43 本稿七〇、七一頁。
『事業場報告書』「一 移入配置及送還事情 二、移入状況」の前半(本稿頁七〇~七二頁)において、多々みられる「契約」、「募集」「訓練」という単語と共に、その暴力性を軽減させる修辞法(「應募者」)をつかって、企業の『事業場報告書』は、中国人強制連行を記述するのである。

身地や年齢等を、全体の概要として記しているのだが、家族については、「家族（獨身者、有家族）不詳（調査資料ナシ）」とだけ記されている。このことは、被連行者が独身者であるか、家族を持つているかについて、地崎組は把握していないということを示していると考えてよいだろう。被連行者の家族について「不詳」と記している地崎組に、「弔慰金」支払いが可能であったとは考えられない。地崎組は、弔慰金の支払いを想定していなかつた。遺族への配慮をおこなつてているかのようにみせるための外向けの費用として、「弔慰金」を項目に載せたのではないだろうか。

この「弔慰金」、さらには上記でみた「娯楽費」の記載による働きは、それだけではなかつたと推察される。「弔慰金」は、一九四四年十二月十八日付、「華人一人当り單價調⁴⁴」になると、五〇人分に増えて記載されている。この「華人一人当り單價調」では、「弔慰金」のほかに、「娯楽費」「食費」「醫療費」など、被連行者の管理にかかる「費用」を合計し、最終的に中国人の人数で割つて、中国人一人当の「單價」を算出している。この「單價」とは何であるのか。同資料が、陸軍航空本部知多飛行場本部宛てに出されていたことをふまえると、この「單價」は、地崎組が「賃金」もしくは「募集費」を請求する際の、基準値になつていたと推察される。実際は支払われなかつたであろう「弔慰金」や「娯楽費」を計上することで、中国人一人当りの「單價」を引き上げていたと考えられる。「單價」算出において、「弔慰金」を「契約書」作成時よりも水増しして計上しているのも、より利益を得るための方法であつたと考えられるのだ。こうした地崎組の利益獲得方法は、「食費」「衣料費」といった費用を使うことなく、中国人を苛酷な環境におくことで、成立していた。一方で、こうした史料が中国人の労務管理において地崎組がどのような慰安設備を用意し、中国人の待遇改善にどれだけ努力したかという、「証拠」にもなりえていたと考えられる。中国人強制連行の暴力性を隠蔽しつつ、企業に利益を落とす構図を見ることができるであろう。

『事業場報告書』に付隨していた「契約書」を見ると、「供出費」、「輸送費」、「食費」、「指導員」の経費、「送還」時の費用、「葬祭費」、「治療費」、すべてが地崎組の負担する費用となつていて、上記でみた「娯楽費」、「慰安費」のように、これらの費用を、すべて地崎組が負担していたとはどうてい考えられない。「社ノ經濟ヲ度外視シ華労ヲ導入セント」⁴⁵したという地崎組の『事業場報告書』の記述は、地崎組が行つてきた中国人強制連行という暴力を隠蔽するものであるだけでなく、むしろ、中国人に対する良好な待遇に努める企業像をアピールする性格を有していると言えよう。

中国人強制連行問題において、企業による利益獲得は、實際に行われた暴力と切つても切れない背中合わせのような関係がある。企業は、利益獲得のために、中国人の人権や命を犠牲にしていたのである。中国人強制連行の根底には、一貫して、被連行者を生きた人間とみなさない、国や企業の姿勢が見られる。被連行者たちは「数」として企業の目に映つていた。そして、その視線のうえに、事業場での虐待が、可能となっていたのではないだろうか。

最後に『事業場報告書』の記述の性格をよく表している一文を、引いておく。

施設及被服、食糧或ハ医療等ニ関シテハ、事情ノ許ス限り完璧ヲ期シ、殊ニ日鮮人ニ比シ差別セルガ如キ事更ニナク、進ンデ健康ノ快復増進待遇ノ向上等ニ付、積極的ニ最善ノ方策ヲ講ジ、虐待等ノ事実ハ全然ナシ⁴⁶
事業場側の落ち度はまつたくなかつたかのように、「施設」、「食料」といった待遇に関する項目すべてが記述され、「虐待等ノ事実ハ全然ナシ」と被連行者に対する暴力の行使を否定している。

連合国からの追及に備えることを目的に作製された『事業場報告書』は、事業場で行使された暴力を、そして加害の歴史を隠蔽している。加害の隠蔽とは、つまり、被害の隠蔽である。「虐待はなかつた」「待遇は完璧を期した」といつ

45 本稿六八頁、『事業場報告書』「一事業場及関係者 三、華労関係者（二）華労関係者の能度」。
46 本稿七七、七八頁、『事業場報告書』「三 受入施設及関係事情 一、概況」。

た言葉によつて、人の死を、多くの被連行者がその後も背負つて生きていくことになつた苦難を、隠蔽、あるいは歪めているのである。「弁明」のために、悲惨が見えなくされているのだ。『報告書』による中国人強制連行、強制労働の隠蔽・歪曲は、被連行者たちの人権や命の否定の上に成り立つてゐる。こうした被害の隠蔽、被連行者の黙殺によつて成立したのが、『事業場報告書』の語りであつた。

付記

最後に、本稿を作成するにあたり、多くの方にご指導、ご協力いただきだ。特に、猪八戒氏と大府の「中国人強制連行問題訪中調査団」の一員である西秀成氏からは、史料の提供をはじめ、多くのアドバイスをいただいた。末尾になつたが、御礼申し上げる。

地崎組『華人労務者就労顛末報告書』（『事業場報告書』）

凡例

一、原本は、東京華僑総会所蔵。『事業場報告書』の表書きには、一九四六年三月二十二日報告と日付の記述があるが、実際は一九四六年夏に作られたと考えられている。又本文は、すべて手書きである。ただし、「五 華労ノ能度及事業場ノ能度」二、華労ノ能度（四）不法行為の項目は、筆跡が異なっている。また、そこに収められている「微求セル文書」は、中国人の書いた文章を、日本人が筆写したものと推察される。そのため一部に簡体字が用いられていたり、同じ音の異なる文字が使用されている箇所がある。

一、項目の表記が乱れている箇所は、田中宏・内海愛子・石飛仁解説『資料中国人強制連行』（明石書店 一九八七年）にある外務省の定めた報告項目に従つて、適宜補つた。

一、句読点は適宜補つた。

一、『事業場報告書』の表紙には、「附表」の一覧があり、「No.1事業場概要」「No.2関係者名簿」「No.3配置人員表」「No.4個人別就労経過調査表」「No.9死亡者調書」「No.13不法行為統計」「No.21死亡診断書」、そして、「華人労務者就労顛末報告書」「契約書」の以上すべての欄に○印が付いている。○印の付けられた「附表」が、地崎組によつて当時、外務省に提出されたものと思われる。この内、現存しているものは、No.2、3、4、13、「報告書」「契約書」である。附属書類（「附書」としては、「紛争顛末書」、「変死者検査書」、「華人体格検査表」、「死亡診断書」）が存在している。

「華人労務者就労顛末報告書」、「附表」、「附書」については、すでに大府飛行場中国人強制連行問題愛知対策委員会中国人強制連行問題訪中調査団によつて『愛知における中国人強制連行・強制労働 生存者と遺族を中国に訪ねて』（一九八〇年）で活字化されている。本稿では、「華人労務者就労顛末報告書」のみを、散見される誤字脱字

を改め、そのまま再録した。

昭和二十一年三月二十二日報告

華人労務者就労顛末報告書

事業場主体名 株式會社地崎組

事業場名 北海道空知郡赤平町字平岸

平岸地崎組出張所

華人労務者就労顛末報告書

石門濟南隊關係

一 事業場及關係者

一、概況

戰時中、労務資源極度ニ枯渴シ、之ガ給源ヲ最初朝鮮ニ求メツ、アリシモ、其ノ後朝鮮ニ於テモ日本内地ニ移出スベキ労務者ハ頂点ニ達シ、移入關係ノ状能モ困難ニ立至リ^{マサマサ}「ル」カ。『報告書』を通して、「ル」と思われる箇所が「リ」となつてゐる。為ニ、土建業者ハ國家ノ要請スル事業ノ遂行上、一大暗礁ニ乗リ上グルニ至レリ。依而、之ガ打開策トシテ政府ハ華労ヲ移入スルコト、セルモノナリ。

次ニ實際ノ導入方針トシテハ、何分遠隔ノ地ニテモアリ、且華労ノ人情風俗等モ詳細判明セザル為、必要労務者ヲ一括シテ華北労工協會ニ申込シ、同社ト協議ノ上其ノ斡旋ニ依リ導入ノ事トセリ

二、事業場概要

(二) 名稱

伊屯武華、株式會社地崎組伊屯武華出張所

置戸、 タ 置戸出張所

大府、 タ 大府出張所

平岸、 タ 平岸出張所

(一) 位置

伊屯武華、 北海道常呂郡留邊藻町字富士見

置戸、 タ 置戸村字北光

大府、 愛知縣知多郡上野町字富田

平岸、 北海道空知郡赤平町字平岸

(三) 事業場及職場ノ概要

(イ) 伊屯武華

洗鑛（水銀含有鑛）ノ際、 有毒質ヲ含ム鑛滓水ヲ河川ニ放出セシメタリ^{マダ}時、 下流水田ニ甚大ナル悪影響

ヲ及ボス為、 之ガ事前弊害防止ヲ目的トシ溜池ヲ設ケ、 鑛滓水ヲ沈殿セシメルヲ圖ル目的ナリ。

亦附隨工事ハ、 従業員社宅新設ヲ目的トセル地均ナリ

(ロ) 置戸

伊屯武華ト同様ナリ

(ハ) 大府

飛行場滑走路擴張及び、 誘導路新設ヲ目的トセル作業ナリ

(二) 平岸

石炭液化ヲ目的トシタル工場建設ノ資材及び、器材運搬ヲ企圖セル側線鉄路ノ路盤築堤作業ナリ

(四) 労務ノ概要

華労ノ担当セルハ、前記各事業場共土砂ノ掘鑿、盛土、トロ押、畚擔其ノ他ノ雜役ナリ

三、華労關係者

(二) 華労關係者ノ能度

華労關係者ノ能度ニ関シテハ、昭和十九年四月華労指導員並ビニ一般職員ニ対スル、社長代理重役勞務部長ノ訓辭ニ基キ、關係者一同自肅自戒、以テ円滑ナル事業ノ遂行ト、日華親善ノ実ヲ擧グベク、最善ノ努力ヲ拂ヘリ

尚指導員服務規定ヲ設ケ、之ヲ各現場所長ヲシテ關係者ニ嚴守ヲ務メタリ

訓示要項

社ノ經濟ヲ度外視シ華労ヲ導入セントスルハ、單ニ労務ノ不足ヲ補ヒ國家ノ要請スル土建事業ノ完遂ヲ圖ラントスルノミニアラズ。將來ニ於ケル日本ノ隆盛發展ハ四億ノ人口ヲ擁スル支那ノ協力ヲ得ルニアラザレバ、絶対不可能ナリ。故ニ從来我々ノ華人ニ対スル誤レル觀念ハ斷然一掃シ、現地ニ於ケル女子宣撫員ガ貧シキ支那ノ子女ニ頬ズリシテ居ルアノ氣持デ華労ニ接スベキニシテ、假初二モ優越感ヲ抱キ暴行ヲ加フルガ如キハ断ジテ許サレズ。言語ノ如キモ先方ノ自尊心ヲ傷ケザル様周到ナル注意ヲ拂フ必要アリ。以上ニ關シ專断ノ行為アル場合ハ解雇スルコトアルベシ

(一) 関係者ノ配置狀況

(付表ノ二) 関係者名簿記載ノ通リ

(三) 事業場華労關係職員華労指導日本人派遣員乃至華人派遣員華労及官憲ノ署〔「諸」カ〕關係

華労使用ニ關スル各種命令（作業、就労、食事、宿舎、其ノ他ノ規律）命令傳達ハ、本社（官憲ノ許可ヲ要ス

ルモノ「〔ニ〕欠落力」付テハ豫メ手續完了ノ後ヨリ華労関係職員ニ傳ヘ、華労関係職員更ニ指導員（華人派遣指導員ハ関係職員ヨリ）更ニ労務者ニ徹底セシメ（隊長、班長ヲ通ジテ）華労ヨリノ要求事項ニ付テハ隊長、班長ヲ通ジ指導員ニ提出シ、指導員自己ノ権限ニ屬セザル事項ニ付テハ、華労関係職員乃至本店ノ指示ヲ得テ處理スル組織ナリ

（四）移入及送還時ニ於ケル職員附添狀況

移入引率者ハ職員ヲシテ之ニ當ラシメ、華労ハ總テ隊組織トシ隊班ニ分テ、各々長ヲ置キ、別ニ班毎ニ日系指導員ヲ配置シ、以テ連絡統制ノ円滑ヲ圖リ、輸送途上ニ於ケル華労保護ニ萬全ヲ期シタリ
尚送還（終戦後）ニ際シテハ、移入ノ場合ト同一方法ヲ採リ、責任者及日系指導員ヲ清沾遣テ附添セリ
（附表ノ二）関係者名簿参照

二 移入配置及送還事情

一、概況

移入配置及送還ニ關シ起リタル主ナル問題、移入配置及送還中起リタル死亡、犯罪、疾病、傷害等ノ事故ノ概況ニ付テハ（附表三）（附表四）記載ノ通ナルモ、主ナル事件ノ概要ヲ記セバ左ノ如シ

（一）移入ニ際シ現地訓練所ニ於ケル食事、宿舎、衛生施設等不備ナルモノ、如ク、一般ニ甚敷ク健康ヲ害シ、特ニ呼吸器系統及皮膚病患者カ多ク、大般ハ栄養失調ナリ。着山後ハ現場責任者ニアリテハ專ラ体力快復ヲ圖リ、漸次健康回復ト共ニ安易ナル基本訓練ニ餘力ヲ傾注セリ

然ルニ訓練期間ヲ過グルヤ、目覺シキ健康回復振りヲ見セ、体重モ受入當初ヨリハ急激ニ増加シ、作業率モ向上九〇パーセントノ成績ニテ、着山當時ニ比シ隔世ノ觀アリ

（二）昭和二十年七月十七日濟南隊第一中隊長郭文和ニ関スル自殺事件ハ、青幣^{ママ}〔幫〕カ弟子獲得ニ依ル紛争ナ

顛末書参考

(三) 昭和二十年九月二十三日石門隊雪山外七名ニ対スル撲殺事件ハ、同志ノ自治紊乱ニ依ル制裁撲殺ナリ

顛末書参考

二、移入状況

(一) 概況

(1) 移入契約ノ大要

別紙添付契約書寫記載ノ通ニシテ、華労個々トノ契約ニハアラズ、対照ハ華北勞工協會ナリトス

(2) 移入ノ概況移入中起リタル諸問題——募集及移入ハ圓滑ニ行ハレ、華労ノ取扱ニ付不備ナカリシヤ

華労移入中起リタル問題ノ内、多数ノ病人若干ノ死亡者ヲ、多数ノ打撲者ヲ出セル事ナルモ、之レガ内容ハ概況欄及顛末書ニ記載シアルニ付省略ス。但シ病人ニ対スル取扱ニ関シテハ、夫々ノ現場個所ニ於テ入院治療通院舍内加療ヲ受ケシメ、取扱上遺漏ナキヲ期シタリ

(二) 募集状況

(1) 契約人員 五〇〇名

(2) 募集地 北京（華北協^{ママ}〔勞^{ママ}カ〕工協會）

(3) 募集機関 現地軍ノ斡旋ニヨリ華北勞工協會トノ契約ニ基キ、同協會ノ供出ニ依リ雇傭セリ

(4) 募集方法 募集ニ付テハ闕與セズ

(5) 事業場側ノ闕與 該当事項ナシ

(三) 應募者ノ素質

隊員ハ全部俘虜ニシテ、現地軍ヨリ華北勞工協會ニ移管セラレ石門及濟南ノ勞工訓練所ニ於テ、勞工人トシテ

訓練ヲ施サレタルモノナリ

(1) 年齢 最高 四十七歳 最低 十七歳 平均 二十六歳四

(2) 出身地ノ概況

山東省	一五三	河南省	廿六三四	河北省	二八九
江蘇省	二	安徽省	七	吉林省	一
察哈爾	一	ハルピン	三	四川省	二
陝西省	二	貴州省	一	錦州省	一

(3) 家族（獨身者、有家族）不詳（調査資料ナシ）

(4) 職業（商業、農業、荷役等）不詳

(5) 前歴大部分中央軍、八路軍、通匪、土匪ノ兵士及將校ナリ

(6) 体格健康 華労ノ体位ニ付骨格其ノ他ヨリ推断ナスニ、生來ノ資性ハ相當優秀ナルモノ、如キモ、環境

ノ不良ニ依リ健康ヲ害シ、移入當時ニアリテハ衰弱甚ダ敷モノアリ。而シテ現場到着後ニ於ケル労務管

理ノ適正化ニ依リ、急激ニ体位ノ向上ヲ見タリ

最高体重、七三五、最低、三九五、平均、六〇五

(7) 教育程度 四分ノ一ハ小學校卒業ニシテ、役付ハ大般中等教育或ハ、二、三ノ軍官学校出身者アリ。其ノ他ハ何レモ簡單ナル日用語（日本語）解シ、ニ、三等通譯程度ノ者モ若干アリ

(四) 應募者ノ給與訓練

現地軍隊及ビ華北労工協會ニ於テ施行セルモノニシテ、其ノ間ノ事情不詳。但シ事業場到着後ノ訓練狀況ヲ参考迄掲記スレバ左ノ如シ

(1) 訓練方針

訓練期間ヲ二分シ、其ノ前半ハ疲労衰弱セル華労ノ健康回復ヲ主眼トシ、食料適當ナル運動、規律生活等ニ重點ヲ置キ、後半ハ一般作業訓練ヲナセリ

(2) 機関

事業主（現場責任者）、指導長（指導員上席者）、指導員、華北協會派遣員、華労幹部、通譯、警察官

(3) 方法

訓話生活（團体生活及規律）、日常儀禮、衛生、体育、点呼、保安、日語、作業等ノ訓練ヲナセリ

訓練時間ハ前半一九五時間 後半二二八時間

但シ休憩時間ヲ除ク。起床五時就寝二〇時

(4) 期間 前半（自昭和十九年四月二日

至
五四月三〇日）

後半（自
五月一日

至
三一日）

(5) 効果

訓練開始當時華労ノ平均体重五〇粅七〇〇ナリシモ、後半期末期ニ於テ五一粅四〇〇トナリ、作業率モ異常ナル向上ヲ見、日常用語モ簡單ナルモノハ辯ズルニ至リ、其ノ他規律、禮儀等ノ面ヨリ見ルモ、當初ノ目的ヲ完遂ナスコトヲ得タリ

(6) 給與

日額金貳圓（役付ニ対スル賃金及ビ食費宿舎等、總テ契約書通り履行セリ）

(五) 輸送状況

(1) 供出受入両機関ノ職員附添状況及世話振

出港地青島港ヨリ供出側附添職員トシテ日系軍屬（訓練所顧問）一名、兵隊（上等兵）二名、華系軍屬二名、労工協會職員日系一、華系一、嘱託医師華系一、本社員二名同乗、上陸地タル下関ヨリハ更ニ本社職員八名、警察官五名附添タリ

各種ノ世話斡旋ニ付テハ懇切ヲ旨トシ、食事、衛生、規律等ニ留意シ、事故ノ防止並ニ旅行不安ノ芟除ニ努メ、内地輸送中ハ、通過地各警察官署ニ於テ、充分諸種ノ斡旋ノ配慮ヲ得タル次第ニシテ、華労トシテモ相当満足シ居リタルモノト信ズ

(2) 船中ノ取扱振、船医ノ有無、航海ノ難易、乗込場所食事

昭和十九年三月二十一日青島ヲ出港、同月二十六日下関ニ入港シタルガ、風浪激シク船酔者ヲ出セルモノ難航ト云フ程度ニアラズ。乗込場所ニ於ケル食事ハ、相当ノ食糧及炊事道具ヲ携行シタルヲ以テ、不自由ナク十二分ニ攝取スルコトヲ得タリ。尚船中ハ労工協會嘱託医同乗セリ

(3) 華労ノ健康死亡事故

健康新能概シテ不良、船中ニ於テ一名ノ死亡者ヲ出シタルモ、上陸後處定ノ手續ヲ取り、火葬ニ附セリ尚上陸後下関ニ於テ、重症患者五名ヲ、同市高須病院ニ入院治療セシメタルモ、何レモ遂ニ死亡スルニ至リ、夫々同市ニ於テ手續ヲ採り處置セリ

尚右患者ニ対シ、最後迄華北語ヲ解スル本社職員ヲ一名附添トシテ附セリ

(六) 上陸港受入狀況

(1) 受入施設

受入施設トシテ固定設備ヲ為サリシモ、豫メ下関市ニ本社職員十數名ヲ出張セシメ、諸般ノ受入準備ヲ為サシムル一面、所轄警察署、山口縣厚生課ト連絡シ遺漏ナキヲ期シタリ

(2) 受入狀況

昭和十九年三月二十六日下関港ニ入港シタルガ、直ニ所定ノ手續ヲ経テ上陸シ、同市警察署ノ配慮ニ依り、當時休業中ナル旅館ニ假泊シタルガ、前項ノ通、各種ノ斡旋ニ付テハ官民一致、之ニ衝リ何等ノ事故モナク受入ル、コトヲ得タリ

(3) 上陸地ニ於ケル諸問題

下関市ニ於テ五名ノ死亡者ヲ出シタルモ、右ハ何レモ内疾患者ニシテ、現地出發當初ヨリ發病シ居リアルノモノ、如クニシテ、不幸死亡セルモノ。其他特記事項ナシ

(4) 事業場迄ノ輸送狀況

下関出發ハ輸送ノ都合上二班二分チ、石門隊ヲ第一班責任者宮下好雄午後八時、濟南隊ヲ第二班責任者中村惣次郎夫々本社員ヲ附添ハシメ、同日午後九時出發セシメ、東海道線ヲ經由、上野駅ニテ兩者合体シ東北線ヲ經由、三月三十一日官民觀^{マツ}迎裡ニ事業場ニ到着セリ。輸送中ハ華労ノ健康状能立ニ、長途旅行ニ馴レザル為、其ノ世話ニ付テハ相當困難ヲ來シタルモ、同乗警察官及ビ、通過地警察官憲、移動配置等至レリ盡セリノ配慮ニ依リ、何等ノ事故ヲ起スコトナク、輸送ヲ完了スルコトヲ得タルモ次第ナルガ、最終駅ナル留邊榮ニ到着後、重症二名、同町里澤醫院ニ取容セルモ、手当ノ甲斐ナク、到着翌日遂死亡セリ。尚途中ニ於ケル食事ハ専ラ汽車辯ヲ利用セルモ、別ニ現地（本社ヨリ携行セルモノヲ含ム）携行食糧ヲ以テ補給シ、充分ニ配給スルヲ得タリ

三、配置狀況

(二) 概況

受入タル華労四八八名ハ、全員ヲ直ニ野村鉱業株式會社イトムカ鉱業所本社事業場ニ配置シ、昭和十九年八月十五日、石門隊同社置戸鉱業所ニ異動セリ。昭和十九年十一月三十日、石門濟南両隊合流、翌年六月二十五日迄、愛知縣知多郡上野町字富田、陸軍航空本部知多工事知ヒ第一工事ニ就労、同年七月一日ヨリ終戦時ヲ経テ

送還ニ至ル迄、北海道空知郡赤平町字平岸愛國第三九一工場（日本油化工業株式會社空知工場）ノールス爐整地工事ニ轉配置就労セシメリ

尚右再配置ニ付テハ所轄監督廳ノ承認ヲ受ケ、之ヲ為シタルモノナリ

(二) 事業場受入能勢状況

(1) 事業場受入能勢

本社ニ於テ華労ノ輸送ニ、前各項ニ記述セル如キ措置ヲ採リタルト共ニ、受入事業場ノ施設ニ留意シ、殊ニ本事業場ハ全國土建業者第一次ノ移入ナルヲ以テ、宿舎及附帶設備、食糧等ニ閑シテハ、當時ノ困難ナル資材事情ヲ克服シ、可及的ニ準備ヲ進メ置キタリ。尚四月二日事業場ニ於テ、北海道廳所轄警察署、勤労動員署、鉱業所各主腦者ノ臨席ヲ得テ、盛大且心カラナル受入式舉行シタリ

(2) 受入時ノ給與

給與ニ閑シテハ物資不足乍ラ、契約條項ニ基キ給與セリ

(3) 受入時ノ休養

一週間

(4) 受入直後ノ訓練

前記ニ記載省略ス（應募者給與、訓練ノ事項）

(三) 中間異動

(1) 中途ノ轉入状況 該当事項ナシ

(2) 中途轉出状況

昭和十九年八月十五日石門隊二九〇名、北海道常呂郡置戸村野村鉱業株式會社置戸鉱業所へ轉出、同年十一月三十日石門濟南兩隊合流シテ、愛知縣知多郡上野町字富田、陸軍航空本部知多工事本部知ヒ第一

號工事ニ異動セシメタリ

(3) 事故ニ依ル減少状況ト其ノ原因

愛知縣事業場ニ轉出シタル華労四八〇名中、五名減耗ヲ來シタルガ、右五名内一名ハ、約高サ二米ノ所ヨリ土砂崩壊其ノ下敷トナリ脊柱捻轉ニヨリ死亡、其ノ他病死セルモノナリ

四、送還状況

(一) 概要（送還及残留ノ概況及往還ニ関シ起リタル問題及事件）

送還ニ際シテハ、本社職員北海道廳係官所轄警察官引率ノ下ニ、昭和二十年十月十九日平岸現場出發、二十日室蘭着、同日一〇時本社責任者以下三名、進駐軍憲兵三十名附添ニテ、室蘭港ヲ出帆セリ。出帆ニ際シ、林檎ヲ要求セシモ、异数量ニテ購入難キヲ進駐軍ヲ通ジ述ベタルニ、華労幹部心良ク撤回セリ。其ノ他事故ナシ

(二) 送還時給與状況

(1) 華労ノ要求

- (イ) 乗用車一台、自轉車五台、連絡ノ際使用ノ為要求
- (ロ) 純毛ニヨリ身廻衣服一式、中國正規軍々帽全員
- (ハ) 通信機関トシテ贍寫版器〔一二〕欠落カ式

(二) ラヂオ、寫真機

(ホ) 全員撮影ノ件 宿舎改設（幹部、事務室）

(2) 事業場側ノ支給状況

(イ) ^{マヌ}〔前カ〕記要求ニ依ル支給左ノ如シ

(ロ) トランク一台、自轉車五台

(口) 編製ニヨル衣服一式（軍隊衣服支給ニ依リ軍帽ノ件解決）

(ハ) 支給 (ニ) 拒否 (ホ) 受諾
食料 其ノ他何レモ要求通支給セリ

(三) 輸送状況

(1) 事業場ヨリ乗船地迄ノ輸送状況

送還状況概要欄記載ノ通り

(2) 乗船地ニ於ケル船待期間中ニ於ケル宿泊及給與状況及華労ノ能度及之ガ處理

船待期間一時間ニシテ、岸壁ニテ休憩セリ。其ノ間携行食糧ニテ朝食ヲ採ラシメタリ。華労ノ能度ニ付テハ絶ヘズ傲慢不遜トナリ、終始不穩ノ空氣ニ包マレアリシモ、進駐軍ノ協力ヲ得、殊ニ輸送責任者ハ時局ヲ認識シ、実ニ忍ビ難キヲ忍ビ、隱忍自重シ、且要求ハ總テ鵜呑スル能度ニ出デタル為、幸ヒ事ナキヲ得タリ

(3) 乗船中ノ諸問題及華労ノ能度

帰國ヲ乞ビ全員平穩ナリ

(4) 輸送附添状況

送還状況概要欄記載ノ通リニシテ特記事項ナシ

(四) 残留状況

該当事項ナシ

三 受入施設及関係事情

一、概況

石門濟南隊別ニ宿舍ニ収容シ、其ノ施設及被服、食糧或ハ医療等ニ関シテハ、事情ノ許ス限り完璧ヲ期シ、殊ニ日

鮮人ニ比シ差別セルガ如キ事更ニナク、進ンデ健康ノ快復増進待遇ノ向上等ニ付、積極的ニ最善ノ方策ヲ講ジ、虐待等ノ事実ハ全然ナシ

二、宿泊施設

(二) 概要

概況要欄記載ノ通ニシテ、當時ノ國內事情依リシテ、萬全ヲ期シ得ザル点無キニシモアラザルモ、右ハ當時修理、清掃等ヲ行ヒ之ヲ補ヒ、燃料ノ如キハ充分供給採温セシメ、苟モ疾病ヲ適延セシメ、或ハ健康ヲ阻害セシメルガ如キ事ナキ様留意セリ

(一) 宿泊施設

(1)(イ) 伊屯武華

石門隊宿舍

一号宿舍 木造平屋柾葺 一三五坪

便所 四坪 廊下 四坪

二号宿舍 木造平屋柾葺 九〇坪

便所 三坪 廊下 四坪

附屬建物

炊事場 三三坪二五、炊事長室及食糧庫 六坪〇〇、入浴場 二〇坪、洗面場 七坪、休養室

一五坪、附屬便所 一坪五、内地人居室及炊事場 二六坪、巡查派出所 一九坪五、指導員宿舎

二五坪七五、食糧庫 八坪

濟南隊宿舎

一号宿舍 木造平屋柾葺 一〇五坪

二号 ノ ノ 二一〇坪

附屬建物

食堂及炊事場廊下共 五八坪五、洗場洗面所 二八坪、食糧庫 八坪、便所廊下共 二三坪、指導員宿舍事務室 六一坪二五、巡查駐在所 一九坪七五、病棟 五〇坪、治療室 一〇坪、便所 二坪

(口) 置戸

野村鉱業置戸鉱業所従業員合宿ヲ轉用セルモノニシテ、伊屯武華ニ於ケル宿舍同様ナリ

(ハ) 大府

作業自体、作戦上軍ノ要求スル飛行場建設ナルモノニシテ、敵機ノ空襲ヲ避ケル目的ヲ以テ、蜜柑畑ヲ切拂ヒ幕舎ヲ用フナリ

一幕舎収容人員 三十名 一六天幕、患者用 一天幕

炊事場ノミ新築ス 三十五坪

(三) 平岸

伊屯武華ト同様ナル構造ナリ

(2) 内部ニ於ケル諸施設

附屬建物ニ記載ノ外、宿舎内食堂ヲ設置ス

(3) 一人当リ畳数 ○。九五畳

(4) 特設 (轉用改造ノ別)

(イ) 伊屯武華 特設 (口) 置戸 特設

(ハ) 大府 ノ (二) 平岸 ノ

(三) 暖房施設

(1) 暖房種類 ストーブ、木炭

(2) 使用期間 (イ) 伊屯武華 自昭和十九年四月一日

(口) 置戸 至々自々八月十五日

(ハ) 大府 至々自々十一月三十日
十三月一日

(但シ五、六月寒日ノミ)

(四) 燃料事情

(1) 燃料ノ種類

石炭、薪、木炭

(2) 納與量

地域ノ關係上獲保容易ニシテ、必要ニ應ジ充分ナル給與ヲナシ得

三、被服事情

(一) 概要

被服ハ何レノ方面モ供給ノ円滑ヲ欵キ、不自由ナル折柄ナリシモ、之ガ獲保ニ專念シ、健康保持、作業遂行ニ支障ヲ來サル様支給シ、日鮮人トノ間ニ差別待遇ヲナシタル事實ナシ

(二) 寢具

(1) 就寝方法 艘敷

(2) 給貸與数量 布團一組外掛布團二人ニ一枚ノ割貸與

(三) 被服支給状況

別添(附表五)ノ記載通ナルモ、地下足袋ノ如ク直接作業ニ必要ナルモノニシテ、而モ破損甚敷クモノニ付テハ、個々支給セルモノアリ

(四) 雜貨

塵紙、燧寸、糸、石鹼等ニ付テハ、配給数量ハ僅少ナリシモ、幸ヒ在庫品比較的豊富ナリシ關係上、要求ニ應ジ不自由ナク支給ナシタリ

四、食糧事情

(一) 概要

食糧ニ関シテハ健康保持、作業遂行兩方面ヨリ見テ、充分ナル支給ヲナシタリ。特ニ戦争後期ニアリテハ、食糧事情極度ニ逼迫セルモ、當時村役場食糧當團等ト密接ナル連絡ヲ取り、遺漏ナキヲ期シタリ。日鮮人ニ比シ差別待遇ナシタルコトナシ(支給食糧ノ熱量ニ於テハ當時日本人ノ配給量ニ比シ遙ニ上位ニアリシモノト認ム)

(二) 支給状況

(附表六) 記載ノ通り

(三) 調理

(1) 調理人 華労自ラ當ラシム

(2) 調理方 華人自ラ好ム所ニ依リ調理ス

五、醫療衛生事情

(二) 概要

疾病死亡原因ノ主ナルモノハ渡日前ニ於ケル環境ノ不良ニ因ルモノト推断セラル。尚大府ニ置ケル眼疾患者ヲ
多數出セルワ、宿舎附近一帯高台ニシテ堀井戸セルモ水ナク、遠隔ナリ池ニテ洗顔セルヲ因ト思考セリ。花柳
病等ニ依ル失明者ナシ

(二) 医療衛生施設

(1) 病院診療所施設 特設セルモノナシ（伊屯武華、平岸）

(2) 衛生施設救急隔離施設

家庭常備薬救急薬等ハ衛生班長（華労）各自ニ引渡シ、且不足ヲ生ジタル場合ハ事務所保管ノ内ヨリ逐次補給セリ。尚隔離舍ヲ設置シ療養上支障ナカラシム

(3) 衛生施設

(イ) 入浴毎日（患者用ハ薬湯ナリ）

(ロ) 理髪月二回（専任者ヲ置ク）

(ハ) 宿舍内外ノ清掃 每日施行

（別ニ作業ノ繁閑ヲ見、月二回乃至三回ノ大掃除）

(二) 寢具ノ日光消毒 每日勵行セシメタリ

(ホ) 便所ノ汲取 附近ノ農家ニ特約シ之ヲナサシム

(ヘ) 下水掃除（炊事場、入浴場、洗面場等）

(4) 医師其ノ他配屬數又ハ巡回制度囁託医制度

現事業場ニ置イテ囁託医一名ヲ雇傭シ、又各官廳ヨリ派遣セラレタル巡回医ノ應診ヲ乞イ、傷病者ノ處置ニ付遺漏ナキヲ期シタリ

(三) 医療衛生状況

- (1) 健康診断ノ実施 定期的ニ実施セルモノハ月一回ナリシモ、此ノ外隨時診断セリ
 (2) 傳染病予防注射

- (3) 入洗、洗濯及害虫駆除
 (イ) 入浴 每日 (ロ) 洗濯 被服類ノ洗濯ハ各自隨時施行ス (ハ) 害虫駆除 被服類ニ附着セル寄生虫ニ付テハ蒸風呂ヲ以テ蒸殺ノ方法ヲ採用シ、便所ニ付テハ隨時石油入濟ヲ散布ス。亦月一回マクニン服用

(四) 傷病状況

- (1) 華労ノ健康状況 (受入時、中間期、終戦當時、送還時ノ比較)

移入配置及送還事情概況欄記載通、移入當時、殆ンド全員病人状能ナリシモ、中間期、終戦當時ト漸次健康新復シ、送還時於テハ何レモ健康其ノモノ、如キ体格トナレリ

- (2) 疾病殊ニ傳染病發生状況又其ノ原因

前項医療衛生事情概況記載通り、現地罹病大般ナリ。傳染病發生ナシ

- (3) 傷害殊ニ公傷發生状況及其ノ原因

發生時ハ大般午後二時前後ニシテ、係員ノ注意ヲ忘却精神ノ緊張弛緩ニヨルモノナリ

- (4) 不具廢疾者及死者發生状況及其ノ原因

不具廢疾者該当事項ナシ 死者發生状況並ニ其ノ原因ニ付テハ、移入配置及送還事情概況欄記載通

六、慰安施設

(一) 概況〔要〕カ

華労ノ慰安方法ニ付テハ深甚ナル考慮ヲ拂ヒタルモ、性問題ノ處理ニ付テハ、本事業場ノ地理的條件ヨリ相当

ノ困難伴フガ故、他ノ娯楽的環境ニ心引付ケル、消極的対策ヲ講ジタリ。終戦後華労ノ身分何等ノ制肘ナカリシ為、自由ニ滝川、旭川、岩見澤、札幌市内ニ宿泊シ、酒色ニ耽溺セル者スラアリテ、其ノ問題性問題モ自然解決シタルモノト認ム

(二) 慰安施設及状況

(1) 慰安施設之ガ利用度

(イ) 電氣蓄音機 三台（支那レコード）、胡弓、ハーモニカ、支那將棋、麻雀、卓球

(2) 催物及種類回数

日華親善演藝會 四回、映画 二回、曲馬團 一回、其ノ都度盛會ナリキ

(3) 嗜好品（酒煙草等ノ配給）

煙草、酒、充分トハ云イ難キモ支給セリ

(三) 特殊慰安

(1) 特殊慰安施設及其ノ利用状況 該当事項ナシ

(2) 特ニ施設ナキ場合ノ性處理問題 慰安施設概況欄参照

(3) 終戰後ニ於ケル性問題

〃

(4) 性病ト治療及不具状況 一般患者ト隔離治療

四 労務及給與事情

一、概況〔要〕カ

苟モ苛酷ニ亘ル如キ労働ヲ強イタル事実ナク、一向華労ノ自覺ニ依ル努力ヲ期待シ、給與其ノ他ノ待遇ニ付日鮮人トノ間ニ差別的觀念ヲ持シ〔チ〕カタル事ナク、常明朗公正ヲ旨トセリ

二、労務事情

(二) 概要

前掲概況欄記載ノ通り

(一) 労務配置

(1) 配置職場

(イ) 伊屯武華

北海道常呂郡留邊蘿町字富士見

野村鉱業株式会社伊屯武華鉱業所

(ロ) 置戸

北海道常呂郡置戸村字北光

野村鉱業株式会社置戸鉱業所

(ハ) 大府

愛知縣知多郡上野町字富田

陸軍航空本部知多工事本部

(二) 平岸

北海道空知郡赤平町字平岸

日本油化工業株式会社空知工場

(2) 就業労務ノ種類職種

(イ) 伊屯武華 (沈殿池築堤並ニ社宅敷地地均)

(ロ) 置戸 (沈殿池築堤)

(ハ) 大府 (飛行場滑走路拡張誘導路新設地地均)

(二) 平岸 (側線路盤築堤及ビ地均)

職種 何レモ土工ナリ

(3) 職場移動及其ノ理由

現場完成二付

(三) 労務組織

(1) 華労々務組織

隊編成トシ石門隊ヲ二個中隊ニ分テ、一個中隊ヲ五班ニ分テ班長ヲ置ク。一班平均約三十名
濟南隊ヲ全ジク二個中隊ニ分テ、一個中隊ヲ三小隊ニ分テ各長ヲ設ケ責任ヲ分担セリ

(2) 日鮮人労務組織トノ関係 関聯ナシ

(四) 作業状況

(1) 作業様式 定時時間制ヲ採リ、作業状況ニヨリ小廻制

(2) 交替制 該当ナシ

(3) 労働時間 八時間乃至九時間

(4) 作業日数 (附表一九) 記載ノ通

(5) 稼動率 移入當時四十分ナリシモ、定着後時日ノ経過ニ正比例シ、九〇%乃至九五%ニ向上セリ

(6) 作業能率 (一人一日当リ作業種類別作業能率)

稼動率ト同様ナルモ、作業能率ノ向上ハ認ムルモ作業ノ性質上、数字ヲ以テ表示スルコト不可能ナリ

(7) 勤怠

移入當時ニアリテハ稼働率不良ナリシハ健康ヲ害シアリシ為ニシテ、怠慢ニ基クモノトハ言ヒ難ク、終
戰後ハ稼動意志ノ自然的喪失ニ依ルモノニシテ、之レ又普通ノ場合ニ於ケル單ナル怠慢トハ其ノ性質ヲ
異ニス。其ノ以外ノ場合ニ於ケル稼動振りハ概シテ良好ナリ

(8) 日鮮人トノ作業能率ノ比較 同等ト思料ス

三、給與待遇

(二) 概要

給與ハ正當的確シ支拂セリ。日鮮人トノ給與待遇比較ニ付テハ（附表一二）記載ノ通ニシテ、其ノ他特記事項ナシ

(二) 紙與制度

(1) 紙與待遇ニ関ス契約條項ト實際ノ支給狀況

基本給附帶給ニ付テハ契約通ノ支拂ヲナセリ

終戦稼動停止後送還迄ノ休業手当ノ支給ハ契約ニハナカリシモ、其ノ筋ノ命ニ依リ給與セルモノナリ

(2) 紙與制度及支拂方法

訓練中ハ何レモ定額日給制度（但シ役付ハ月給ナリ）ヲ採リ、一般就労期間ハ契約書ニ基ク定額五圓ノ日給制ヲ採用ス（但シ役付ハ月給制ナリ）

給與ノ支拂方法ハ毎月支給スペキ賃金及要求ニ依リ、乃至ハ當然徵収スペキ金額ヲ明確ニ記載シ、差引交付額ヲ算出シ置キ、販還ニ際シ一括清算セリ

實物給與ニ付テハ必要生ジタル都度一括隊長ニ手交シ、系統ヲ経テ本人ニ引渡セリ

(3) 現金給與ト現物給與

必要物資ニ付テハ總テ現物支給制度ヲ採用セリ

(4) 基本給附帶給特別給與

（附表一二）参照 特記事項ナシ

(5) 日鮮人トノ給與比較

（附表一二）記載ノ外特記事項ナシ

(三) 紙與狀況

(1) 應募ヨリ就労迄ノ給與、

賃金ノ支給ハナサヅルモ、契約ニ基ク被服類及輸送ニ要スル諸経費（船車賃、食費等）ハ事業主ニ於テ負担シ、事業場到着後ノ食費宿舎経費モ全額事業主ニ於テ負担セリ

(2) 就労期間中ノ給與

役付（月給）以外五圓ノ日給制ナリ

(3) 終戦後稼動停止後送還迄ノ給與

就労期間ト同額ノ休業手当支給セリ

(4) 送還時ノ給與 特記事項ナシ

(5) 給與受領状況 ヶ

(四) 生計状況

(1) 収入總額 (2) 積立金 (3) 送金額 (4) 現金支給額

右ハ給與制度支拂方法欄記載ノ通ニシテ、尚収入總額ハ、個人別ニ相違シ居ルガ故ニ、算出ハ省略ス

(5) 支給現金ノ使途

調査困難ナルモ解放セラレテ以降送還迄ノ間、自由行動ヲ取リシ際、酒色及帰國土産品ニ消費セルモノ、蓋シ其ノ大半ヲ占ムルモノ想像セラル

(6) 積立方法及送還時ニ於ケル支拂状況

給與制度支拂方法欄記載ノ通

五 華労ノ能度及事業場ノ能度

一、概況

移入ヨリ終戦直前迄ニ於ケル華労ノ能度ハ協力的ニシテ、總テ好感ヲ以テ迎ヘラレアリシモ、終戦後漸次能度ニ变化ヲ来シ、日ヲ経ルニ従ツテ抗日的能度露骨トナリ、終ニハ傲慢不遜トナリ、日本人ヲ侮蔑シ同時ニ不法行為不當要求ヲナスニ至レルモ、之ガ取締ニ付テハ、當時警察當局ニ於テモ單ニ携手傍観ナスノミニテ、何等為ス所ナシ。事業場及関係者華労關係者欄記載ノ通ニシテ、終始一貫セリ。紛争事件ノ概況ハ顛末書参照

二、華労ノ能度

(二) 概要

(1) 移入輸送中ノ能度

従順且協力的

(2) 就労期間中ノ能度 (受入直後、中間、終戦直前)

従順且協力的

(3) 終戦後ノ能度

非協力的且傲慢不遜

(二) 生活組織及生活能度

(1) 華労生活自治組織

給與事情労務組織欄記載ノ隊組織其ノ儘ヲ生活組織ニ用ヒ、別ニ炊事及衛生係ヲ設置ス

(2) 作業能度

終戦前ハ協力的ナリシモ終戦後ハ能度一変ス

(3) 宿舍生活能度

終戦前ハ統制アル生活ヲナシツ、アリシモ、終戦後ハ断〔「漸」カ〕次統制乱レ、終ニハ隊長ノ威令行ハレザルニ至ル

(三) 思想動向及要望事項

(1) 華勞中抗日共產分子ノ有無

八路軍出身ノ將兵多數ニシテ不良分子アリ

(2) 思想的動向 (各期ニ於ケル殊ニ反戰抗日思想)

愛知縣ニ轉出後、日夜ノ空襲ニ依リ相当反戰氣分表面化シ、殊ニ終戰後ニ於テハ、其ノ思想露骨アリシモノト印象ヲ深クス

(3) 不平及要望事項 (配置労務給與待遇衣食住帰國其他各種事項)

(イ) 配置 終戰前ノ事項ニ屬シ別ニ不平要望等ナシ

(ロ) 労務 全右

(ハ) 紙與待遇 全右

(三) 衣食住 全右 但シ終戰後ニ於テ、前掲送還時給與狀況華勞要求ノ如シ

(ホ) 帰國 該當ナシ

(ヘ) 其他 特記事項ナシ

(四) 不法行為

昭和二〇年九月二十三日十二時 (二十四時)

(1) 發生狀況

馬蘭祥 30、雪山 26、謝志誠 35、楊井爾 24、劉樹鎮 27

謝靈山 28、陳正朝 21、張照福 24

以上八名ハ (1) 屠力〔刀〕カ二十九把、鐵棍七個、(2) 不尊守紀律、(3) 隊伍編調不合意、(4)

玩弄婦女、(5) 生活不滿足、(6) 愉盜物品ノ理由ヲ以テ打殺セラレタリ

(2) 不法行為ノ種類

打殺事件

(3) 被害狀況

本事件ハ華人相互間ノ轢軋〔「軋轢」カ〕ニヨリ生ジ、事件現場ハ組事務所ヨリ約一圧〔「杆」カ〕位隔リタル華人宿舎内ト思考セラレ、同宿舎内ニテ七名打殺シ、一名ハ平岸駅構内待合室附近遁逃走セルモノヲ、隊員七、八名追跡シ打殺セルモノノ如シ

(4) 不法行為予防取締狀況

本事件ノ警察側及事務所側ノ知リタル時刻ハ、二十四日午前二時頃（平岸驛森浦助役ノ報告ニヨル）ニシテ、當時駐在ノ釧路警備隊近久警部補ハ、直チニ驛前現場ヲ臨檢スベク駆付タルニ、死体ハ加害華人等ニテ持運バレタレバ、駐在警察官數名並ニ三井通譯ヲ同伴シ、華人宿舎ニ劉平大隊長ヲ訪ヒ、詳細諮詢入ルベク交渉セルニ、添付仕末書ヲ認メ提供スルト共ニ、屍体ノ処置方等、一切日本官憲ノ介在ヲ拒絶シタリ

大隊長より徵求セル文書左ノ如シ

一 馬蘭祥 三〇 雪山 二六 謝志誠 三五
楊井爾 二四 劉樹鎮 二七 謝靈山 二八

陳正朝 二一 張照福 二四

二 民國三十四年九月二十三日十二時

三 場所 大隊部辦公室

方法 當時、發覺其名良行為之後、有諸隊長將首領馬蘭祥、劉樹鎮請來。教育係個對紀律之規定及

隊伍之編調有什麼〔「ム」カ〕意見或不滿、尽量提供、以便採納。對隊長當面無意見、不過不明白這次之變更、不過請向隊長不當面說的天花亂綴〔堅〕、實際下層有組織行動、採取暗殺加■、該■一時許、該八名回去之後、仍不睡覺、在室內連絡其他人參加其組織。大聲高呼去大隊部、中隊部及有仇报仇、有冤報冤等。語當時全體人員開之心中不安、要求隊長設法為了大家生命之安全、隊長對論之結果採取捆綁鎮壓、教育或交〔教〕警察拘禁方法。捆綁之後、代至大隊部實行教育及利害關係。該八名態度、蜜〔蜜〕橫不接受。時間較久、捆綁之繩不緊而開〔放而開—三文字移し間違いか〕。動手打起來、這樣以來、人多手宿〔「杂」カ〕不幸去死、七名其中一名逃跑、追至車站去死。

四 理由
1 屠刀二十九把、鐵棍七ヶ 2 不尊守紀律 3 隊伍編調不合意 4 玩弄婦女 5 生活不滿足
6 嫗盜物資

五 尸体 不該房子西南山招〔「沼」カ〕土内七名 西邊一名

大隊長 劉平

副大隊長 郭榮庭

印

王子彬

備考

前記屍体処置二付テハ、昭和二十年十月十九日、華人總員五七〇名帰國セルニヨリ、十月二十三日殘留半島労務者七名ヲ督励シ、事務所側ヨリ寺西所長始メ事務員八名協力シ、華人宿舍西方半廷〔「秆」カ〕位ノ井戸ヨリ屍体六個堀上げ、其現場ヨリ更ニ東方一廷〔「秆」カ〕ノ畠ヨリ一ヶヲ掘返シ、計七個ノ屍体ハ發見シタリ

發掘シタル屍体ハ、駐在警察官立會赤平町森医師ノ検死ヲ受ケ、平岸寺住職ノ讀經ノ裡ニ納棺シ、茂尻火葬場ニ於テ火葬ニ付シ、遺骨ハ平岸寺ニ安置保管中也

本件ノ屍体ハ書類面八個トアルモ、實際發見ハ七個ニシテ、附近探索セルモ見當ラズ

昭和貳拾年九月貳拾八日

(1) 発生状況

昭和貳拾年九月貳拾八日午前八時、組員中井好夫ハ去ル九月二十日頃、華人ヨリ全勞務者ニ對シ (1) 防寒服、(2) 軍用毛布(一人二枚)、(3) 軍用靴、(4) 中國帽子、(5) 防寒手袋及沓下、(6) 毛皮 チヨツキ、(7) オーバー等支給要求ニ對シ、現品支給延引ヲ理由トシ、拉置セラル

(2) 不法行為ノ種類

拉致事件

(3) 被害状況

自昭和貳拾年九月貳拾八日

至々 拾月 参日 七日間華人請願巡查事務所ヘ拉致
本人身辺異状ナク開放トナル

(4) 不法行為ノ予防取締状況

本件解決ニ付、駐在鉄路警備隊近久警部補外五名ノ警察官ハ、華人大隊長劉平ト會見、要求諸物件ハ米進駐軍ノ指示ヲ要シ、入手迄相当日時ヲ要スル旨説明シ、了解ヲ求メタリ

昭和貳拾年十月五日

(1) 発生状況

昭和式拾年拾月五日午後二時三十分頃、平岸郵便局前ニ於テ、元現場華人指導員廣瀬平義ハ就労中、酷使セリトノ理由ニテ、悔ミヲ持ツテ居リタルモノノ如ク、三、四十名華人ハ ■■殴打シタリ

(2) 不法行為ノ種類

集団暴行事件

(3) 被害状況

全身ニ相當重傷ヲ負ヒ、歩行困難ノ状況ナリ。現金五、六十円強奪セラル

(4) 不法行為ノ予防取締状況

本人ノ知セニヨリ、駐在釧路警備隊近久警部補ハ、犯人捜査セルモ判明セズ、副大隊長へ嚴重取締方申付セリ

昭和式拾年拾月七日

(1) 発生状況

昭和式拾年拾月七日、空知郡赤平町平岸日本油化社宅、加藤定雄方ニ、華人二名土足ノマ、上リ込ミ、二女光子（一五才）ヲ、今夜ダケ貸セ明朝歸スカラト娘光子ヲ縛ラントセルタメ、母セツガ、未ダ子供デアルカラ許シテ吳レト賴ンダ処、棒ヲ以テ母ヲ殴打シ目的ヲ達セズ歸レリ

(2) 不法行為ノ種類

暴行事件

(3) 被害状況

母セツ棒ヲ以テ殴打セラル、モ、輕微ナル打撲傷タリ

(4) 不法行為ノ予防取締状況

駐在警察官ニ於テ犯人捜査スルモ不明、華人大隊長ニ對シ隊員ノ取締ニ付協力ヲ求ム

昭和貳拾年十月八日

(1) 発生状況

昭和貳拾年九月二十八日曩ニ、中井好夫拉致事件當時、要求ノ防寒服其他五種ノ物品支給実行セズ、之ハ官憲ニ誠意ナシトノ理由ヲ以テ、釧路警備隊近久警部補、武田巡查、組專属通譯三井良作以上三名拉致セリ

(2) 不法行為ノ種類

拉致事件

(3) 被害状況

拉致セラレタル時間七時間ニシテ何レモ身辺被害ナシ

(4) 予防取締状況

本件勃発當時、劉大隊長ハ赤平町華人本部ニ出張不在中ナルニ、急報ニヨリ直チニ歸舍シ、隊員制止シ事件起キタルヲ陳謝シ開放セリ

以上

(五) 終戦後ノ紛争事件

(1) 終戦後ニ於ケル華労ノ能度

日ヲ経ルニツレ能度強硬トナリ傲慢不遜トナル

(2) 穢動停止指令受領日及実際ノ稼動停止月日

(イ) 指令受領月日 八月二十日

(ロ) 実際ノ稼動停止月日 全右

(3) 終戦後ノ不當要求、不法行為、不穏行動及紛争ノ発生概況

前記不法行為欄及ビ別添顛末書参照

(4) 紛争ノ原因

(5) 紛争ノ内容及状況

(6) 紛争ノ処理

(7) 紛争ノ解決内容

(8) 紛争ノ抑制

及取締

前記不法行為欄及ビ別添顛末書記載、省略ス

三、事業場ノ能度

(一) 概要

事業場ノ華労取扱方針關係者ノ能度^{マダ}、酷使虐待ノ事実ノ有無ハ、華労關係者華労關係者ノ能度欄記載通り

(二) 契約履行状況

(1) 移入契約及政府側ノ関係指示事項等ハ、何レモ履行遵守ス。但シ稼動賃金手当等ニ関シ、月々現金ノ支給ヲナサズ、終戦帰國ニ際シ一括支拂セリ。右取扱ニ対シ華労側ニ於テモ異議ナク、本件ニ関スル限り最后迄物議等ヲ釀シタルコトナシ。特ニ斯カル制度ヲ採用セルハ、生活必需物資ハ總テ現物給與セラレ、小使、家庭送金等モ請求アラバ、必要額ハ直ニ支給スルコト、セル為、何等現金受領ノ必要ヲ感ザルノミナラズ、斯クスル事ニ依リ無汰使ヲ抑壓スル事ヲ得、尚單ニ現金ノ支給ヲ月々ナサズルノミニテ、的確ニ計算書作成シ、之ヲ閲覽セシメ、終戦後一括清算ニ際シテハ、金利ヲ附シ交付セリ

(2) 契約不履行ト之ガ事由

前項ニ一括記載ス

(三) 事業場ノ華労取扱

(1) 取扱方針 華労関係者華労関係者ノ能度欄記載

(2) 取扱上問題トナリタル諸点

最初言語ノ不通ニ依リ作業能率ニ影響ヲ來シ、乃至ハ感情ノ疎隔等ヲ來サルヤノ点、幾分懸念セラレタルモ、訓練中簡単ナル日常用語及作業用語等ヲ習得セシメタル結果、初期懸念ハ一拂セラレ、其ノ他特記スペキ事項ナシ

(3) 事業場側乃至日鮮人労務者トノ融和措置（又ハ隔離状況）

日本人労務者ハ使用シテ居ラズ、朝鮮人労務者ハ使用シ居リタルモ、宿舎、事業場共○・四杆乃至○・五杆ヲ距テアリシ為、融和措置ニ付考慮セルコトナシ

事業場側トノ融和措置トシテハ、隨時現場責任者ニ於テ簡タル料理ヲ作り、華労ヲ招待シ忌憚ナキ意見ノ交換ヲナシ、努メテ其ノ希望ニ副フベク努力セリ

(4) 日鮮労務者トノ比較及差別取扱点（並ニ差別理由）

日鮮人労務者ト隔離使用シアリシ為、本項該当事項ナシ

(5) 空襲時ノ華労取扱

大府事業場

当事業場ハ前項ニ述べタル通り、飛行場建設ナルヲ以テ、係員一同空襲アルヲ豫測シ、軍部側警察防空部員職員等一團トナリ、隨時防空、待避等訓練ヲナサシムル。尚隊員大般ハ元軍隊出身者ニシテ、現地ニ於ケル体験モアリ、其ノ活動安全ヲ圖ル動作敏活ニシテ、寧口係官ヲシテ教育スル点多々アリ。絶工ズ空襲ヲ受タルモ負傷者一人モ出サリナリ

(6) 華労取締方策

華労取締ニ付、必要事項ハ隊長ト協議ノ上、努メテ自治的之ヲナサシム。終戦前迄ハ自由外出ヲ禁止シ

アリ。之ガ取締ニ付テハ警察官吏及華労関係職員之ニ当ル。終戦後ハ警察等モ華労ノ行動ニ閑與セズ、全ク自由奔放ノ行動ナリ

(四) 事業場ノ給與事故

(1) 就労中ノ未払金及過払金ノ有無、内容及金額及其ノ理由

該当事項ナシ（全部精算済ナリ）

(2) 終戦後ニ於ケル不当支払金及支給金

（附表一七）記載ノ通り

(五) 対華労不法行為 本欄該当事項ナシ

一、概況

六 就労ノ成果及影響

華労移入ノ成果ニツキ概要ヲ列記スレバ左ノ如シ

- (イ) 戰争中枯渴セル國內労力ノ不足緩和ニ寄與スル点ハ大ナルモ、必ズシモ初期ノ期待セルガ如キ効果ヲ取メタリトハ言ヒ難シ。其ノ原因ハ移入當時ノ華労ハ健康ヲ害シタル半病人ノ如キ状能ニテ、労務ニ堪ヘ得ル丈ノ健康回復ニ相当ノ日数ヲ要セシト、一面終戦稼動停止ニ依リ、契約通ノ期間労務ニ從事ナシ得ザリシガ為メ
- (ロ) 不足セル労務ノ補給以外華労ヲ通ジテ日華親善提携ヲ計画シ、誠意ヲ以テ接觸シ、一向之ガ実現シ努メタルモ、終戦後ノ華労ノ能度ニ徴スルニ、不幸此ノ目的ハ達セラレザリシモノ、如シ。此レガ原因ハ支那ニ於テ日本軍ノ為虐ゲラレタル彼等ノ心ノ疵ハ、本社職員ノ親切位ニテ到底帳消スベクモナク、丹誠ニ酬ユル暴舉ヲ以テ帰國セリ次第ナリ
- (ハ) 華労移入ノ目的ニ付テハ華労關係者華労關係者ノ能度欄記載ノ通り。勿論利害ヲ度外視シタルモノ戰時労力

ノ不足ノ一端トシテノ役割ヲ果シタルハ事実ナリ

二、具体的成果

(附表一九) 記載ノ通り 特記事項ナシ

三、就労ノ影響

(二) 概要

就労其事ニ対スル影響（例ヘバ賃金、高低、労務者ノ需給、労務者ノ就職等）ニ付テハ掲記スペキ程ノモノナキモ、就労以外、例ヘバ思想行動等ノ影響ニ付テハ左記各項ノ通り

(一) 事業場内ニ與ヘタル影響

(1) 作業ニ與ヘタル影響

労務給源不足ノ折柄、華労ノ移入ナカリセバ（附表一九）記載ノ作業ハ遂行ノ不能ニ陥リモノト推断セラル

(2) 日鮮人労務者ニ與ヘタル影響

日本人労務者ニ付テハ雇傭ナシ。朝鮮人労務者ニ付イテハ隔離収容シアリシニ付該当ナシ

(三) 事業場外ニ與ヘタル影響

〔以下、欠落〕

(四) 不法行為ノ被害

(五) 紛争事件ノ損害